

山口市婚活イベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する人を応援する機運を高め、もって少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策を推進するため、結婚を希望する男女の多様な出会いの創出が期待される婚活イベント等の開催に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に定める補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所等を有する団体（法人格の有無は問わない。）とし、次の各号に該当する団体を除く。

- (1) 政治活動を行うことを目的とする団体
- (2) 宗教活動を行うことを目的とする団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者を含む団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、結婚を希望する独身男女の交流又は健全な出会いの創出を目的として実施する事業であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 20歳以上の独身男女を対象とすること。
- (3) 参加者総数は10人以上とし、本市在住者又は在勤者を参加対象者に含めて募集をすること。
- (4) 参加予定者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること。
- (5) 特定の団体や会員のみを対象としないこと。
- (6) 原則として、本市内を会場とすること。
- (7) 公序良俗に反する内容又は社会通念上相当でないと認められる内容を含まないこと。
- (8) この要綱による補助金のほか、山口市から補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 第1条の目的を達成するため、補助対象者が補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」とい

う。)は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助金の額は予算の範囲内とし、一つの補助対象事業につき10万円を上限とする。ただし、同一補助対象者への交付については、同一年度において20万円を上限とする。

2 補助率は、補助対象経費の2分の1以下の額とする。ただし、算出された補助額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象事業に参加料、本市を除く補助金又は交付金等の収入がある場合は、当該額を事業費から控除した額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、山口市婚活イベント支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 実施団体概要説明書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに書類等の審査を行い、山口市婚活イベント支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施期間)

第8条 補助対象事業の実施期間は、前条の規定による交付決定を受けた日から、当該年度の末日までとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山口市婚活イベント支援事業補助金変更等承認申請書(様式第6号)に事業変更計画書(様式第7号)、事業変更収支予算書(様式第8号)を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に変更を生じない場合においても、補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
- (2) 補助対象経費の増額又は10分の2を超える減額をしようとするとき
- (3) 補助事業を遅延及び中止しようとするとき

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等

の可否を決定し、山口市婚活イベント支援事業補助金変更等承認通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、当該補助対象事業が完了したときは遅滞なく山口市婚活イベント支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書（様式第11号）
- （2）収支決算書（様式第12号）
- （3）補助対象経費に係る領収書及び請求明細書の写し
- （4）事業実施に係るチラシ・ポスター・写真等
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、又は必要に応じ検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、山口市婚活イベント支援事業補助金額確定通知書（様式第13号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第12条 市長は、前条の規定により確定した補助金の額を、補助対象事業の完了後に交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとする補助対象者は、山口市婚活イベント支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求があった場合は、審査の上当該補助金を交付する。

（補助金の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき。
- （2）虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- （3）その他補助金の交付が適当でないときと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、山

口市婚活イベント支援事業補助金取消通知書（様式第15号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（関係書類等の整備）

第16条 補助金を受けた補助対象者は、補助対象事業に関わる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠になる書類を整備し、かつ、これらの書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内 容
報償費	外部講師、司会者等への謝礼
旅費	外部講師、司会者への交通費、宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料金等
広告料	新聞、テレビ、ラジオ、SNS等の広告費
保険料	損害保険料等
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等 （補助対象団体が直接実施するより、他者に委託して実施する方が効率的・効果的であると認められるものに限る。）
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等の借上料
その他の経費	市長が必要と認める経費

※参加者が消費する経費（飲食費、交通費、宿泊費）、記念品代及び土産代は対象外とする。

※消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めないものとする。